

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件三件 一六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 一六
- 道路の区域を変更する件四件 一六
- 道路の供用を開始する件五件 一六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件七件 一七
- 公告
○ 県条例等に基づき災害等により延長した期限を指定する件 一七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一七
- 都市計画事業の認可の告示があった件三件 一七
- 落札者を決定した件 一七
- 随意契約の相手方を決定した件 一七

告 示

福島県告示第二百一十一号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から令和二年一月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月十九日認可した。
 令和二年三月二十七日

福島県告示第二百一十二号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、郡山市東部土地改良区から令和二年三月十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

十九日認可した。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第二百一十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から令和二年三月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第二百一十四号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 耶麻郡西会津町下谷字如法房甲四七二の一、甲四七二の二、甲四九七、甲四九九の二、甲四九九の三、甲五〇〇、甲五〇一、甲五〇二の一、甲五〇二の二、甲五〇四の一、甲五〇四の二、字榎下甲一五五、甲一五八、甲一六七、甲一六八
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百一十五号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	田村郡三春町大字上舞 木字戸ノ内四〇番一 地 先から 同 郡同 町大字上舞 木字戸ノ内二七番一 地 先まで	変更前 A 一〇・五 一三・八 変更後 B 六・三 九・五	敷地の幅員 (メートル) A 一〇・五 一三・八 B 六・三 九・五	延 長 (メートル) 六七・〇 八七・六 六七・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	いわき市田人町旅人字 江尻一四五番地先から 同 市田人町旅人字 江尻八三番一地先まで	変更前 A 一六・四 四三・七 変更後 A 一六・四 四三・七 B 一〇・五 四五・六	敷地の幅員 (メートル) A 一六・四 四三・七 B 一〇・五 四五・六	延 長 (メートル) 四五二・〇 四五二・〇 五二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	南相馬市原町区大原字 不動滝八番三地先から 同 市鹿島区檜原字 地蔵木三五番地先まで	変更前 A 七・五 八・九 変更後 A 七・五 八・九 B 四・〇 八・〇	敷地の幅員 (メートル) A 七・五 八・九 B 四・〇 八・〇	延 長 (メートル) 一三〇・〇 一三〇・〇 一七八・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市四倉町下仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から 同 市四倉町上仁井	変更前 A 八・二 二一・七 変更後 A 八・二 二一・七	敷地の幅員 (メートル) A 八・二 二一・七	延 長 (メートル) 一、二四四・七

田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで
田字東山一三四番四地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで	田字東山一三四番七地 先まで

福島県告示第二百十九号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所

(道路計画課)

設事務所
令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八八号	田村郡三春町大字上舞木字戸ノ内 四〇番一地先から 同 郡同 町大字上舞木字戸ノ内 二七番一地先まで	令和二年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所
令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	いわき市田人町旅人字江尻一四五番地先から 同 市田人町旅人字江尻八三番一地先まで	令和二年三月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所
令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道原町川俣線	南相馬市原町区大原字不動滝八番	令和二年三月二十七日

三地从から 同 市鹿島区檀原字地蔵木三五 番地先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百二十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道鹿島日下石線	南相馬市鹿島区大字浮田字車川一番地先から 同 市鹿島区大字前川原一四番二地先まで	令和二年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和二年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道豊間四倉線	いわき市四倉町下仁井田字須賀迎三〇番一地从から 同 市四倉町上仁井田字東山一三四番四地先まで	令和二年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 しんとく建設工業・大和ハウス工業・ダイヤ地所・アカギ不動産好間町上好間宅地開発共同企業体
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
- 三 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 四 事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日
- 五 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和三年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百二十五号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 株式会社福家産業
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
- 三 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平泉崎一団地の住宅施設
- 四 事業認可の年月日 平成二十九年九月十二日
- 五 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から令和三年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百二十六号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
 令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 福家産業・一条工務店平幕ノ内宅地開発共同企業体
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
- 三 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平幕ノ内一団地の住宅施設
- 四 事業認可の年月日 平成二十九年七月十四日
- 五 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から令和三年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

福島県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 ケイエスプランニング・九州リースサービス渡辺町洞宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 渡辺町洞一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年七月十四日
- 四 事業施行期間 平成二十九年七月十四日から令和三年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 新地町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 相馬地方都市計画緑地事業 五号 釣師防災緑地
- 三 事業認可の年月日 平成二十五年三月二十二日
- 四 事業施行期間 平成二十五年三月二十二日から令和二年七月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

福島県告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 磐梯町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画下水道事業（磐梯町特定環境保全公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成十年九月四日
- 四 事業施行期間 平成十年九月四日から令和六年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 三春町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 田村三春小野都市計画下水道事業（三春町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成六年三月一日
- 四 事業施行期間 平成六年三月一日から令和七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（下水道課）

公 告

公告第五十三号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件（令和元年公告第百二十六号）の別に知事が定める日は、その期限が令和二年四月二十九日までの間に到来するものについて、令和二年四月三十日とする。
令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

（税務課）

公告第五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- | | |
|----------|----------------------------|
| 土地改良区の名称 | 矢吹原土地改良区 |
| 退任した役員 | 氏名 住所 |
| 役別 | 大竹 芳一 白河市大信下新城字和久一三五番地 |
| 理事 | 本柳 久男 西白河郡泉崎村大字泉崎字休場山五一番地二 |
| 同 | |

同	野崎 吉男	同	郡同 村大字泉崎字大堤下五三番地四
同	阿部 正	同	郡矢吹町東郷九〇番地
同	齊藤 常治	同	郡同 町東長峰二一八番地
同	鈴木 哲男	同	郡同 町神田西二二番地二
同	富永 忠	同	郡同 町大池四五九番地
同	佐藤 征男	同	岩瀬郡鏡石町豊郷中二〇八番地
同	佐藤 幸一郎	同	郡同 町桜岡八八番地
同	角田 一幸	同	郡同 町仁井田五五番地
同	藤島 正吉	同	郡同 町笠石一二九番地
同	矢吹 盛	同	須賀川市前田川字広町一一一番地四
同	佐藤 信雄	同	同 市花岡二八番地三
同	野崎 吉郎	同	西白河郡矢吹町新町一六九番地
同	遠藤 栄作	同	岩瀬郡鏡石町東町五〇番地
同	長久保 重行	同	西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯一三〇番地三
同	菊地 次雄	同	岩瀬郡鏡石町久来石三〇五番地
同	岡谷 一正	同	須賀川市六軒九四番地
就任した役員			
役別	氏名		住所
理事	大竹 芳一		白河市大信下新城字和久一三五番地
同	安藤 政則		西白河郡泉崎村大字泉崎字愛宕山二五番地
同	阿部 正		郡矢吹町東郷九〇番地
同	齊藤 常治		郡同 町東長峰二一八番地
同	鈴木 哲男		郡同 町神田西二二番地二
同	佐藤 征男		岩瀬郡鏡石町豊郷中二〇八番地
同	佐藤 幸一郎		郡同 町桜岡八八番地
同	矢吹 盛		須賀川市前田川字広町一一一番地四
同	蛭田 泰昭		西白河郡矢吹町寺内西一八五番地
同	遠藤 栄作		岩瀬郡鏡石町東町五〇番地
同	大木 義正		西白河郡矢吹町上宮崎七一五番地
同	菊地 次雄		岩瀬郡鏡石町久来石三〇五番地
同	佐藤 信雄		須賀川市花岡二八番地三

(農村計画課)

公告第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
本宮都市計画道路事業三・四・二号本宮停車場中條線	福島県	福島市杉妻町二番十六号 福島県東北建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県南都市計画道路事業三・五・一〇六号白河駅白坂線	福島県	白河市昭和町二六九番地 福島県県南建設事務所	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和二年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
会津都市計画道路	福島県	会津若松市追手	収用の部分 変更なし

路事業三・四・
一一一
号藤室鍛
治屋敷線

町七番五号
福島県会津若松
建設事務所

使用の部分
なし

(まちづくり推進課)

公告第58号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式（搬入、設置、設定、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局出納総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年2月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号
- 5 落札金額
124,224,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年12月10日

（出納総務課）

公告第59号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続

の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和2年3月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（IC） 予定数量351箱
 - (2) インクリボンカセット（IC） 予定数量161箱
 - (3) 経歴証明書用カード基体 予定数量20箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）